千代田区内公立小学校　　保護者のみなさま　　令和８年 11 月吉日

大妻女子大学児童臨床研究センター
所長　高橋　ゆう子

大妻女子大学家政学部児童臨床研究センター
美瑛探検隊 2026
～気づき・つなげて・伝えよう～
参加者募集のお知らせ

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より大妻女子大学児童臨床研究センターの活動に、多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

当センターでは、今年度、児童の皆さんに北海道の冬と星空の観察を通して冬の北海道の自然に触れる機会を提供する自然観察キャンプを開催する運びとなりました。参加を希望される方は、下記の手続きに従ってお申し込みください。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

記

ねらい：星･天体と冬の体験をテーマに、観察する力を養います。子どもたちが講師と共に自然観察方法を学び観察のポイントをつかむことによって、自分の力で考え、自宅や色々な場所での観察ができる能力を育てていきます。活動は 2 泊 3 日の冬の北海道美瑛町での観察となります。

対　象（参加資格）：小学校 4 年生～中学校 3 年生　15 名（応募多数の場合には抽選となります。）

旅行代金（参加費）：一人 110,000 円（航空券代・バス代・宿泊代・食費、保険代、資料代を含みます）
※今回は往復航空券代だけでも往復@8 万円を超えております。大変心苦しいのですがご理解賜りますよう何卒お願い申し上げます。
※含まれる食事は 1 日目夕食、2 日目 3 食、3 日目朝・昼の計 6 回です（1 日目の昼食はお弁当を持参下さい）

＜事前学習会と冬の東京の星空観察＞　※参加必須となります
開催日：2026 年 12 月 5 日（土）17：00～19：30　**＊保護者の方も必ずご参加ください。説明会も含みます。**
活動場所： 大妻女子大学千代田キャンパス 本館 F 棟 6 階 理化学実験室（F634)および 8 階テラス
https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/access/chiyodacampus/

＜宿泊活動＞
開催日：2026 年 12 月 26 日（土）～12 月 28 日（月）　2 泊 3 日
活動場所：北海道美瑛町
宿泊場所：
○独立行政法人　国立青少年教育振興機構　国立大雪青少年交流の家
〒071-0235 北海道上川郡美瑛町字白金　(Tel 0166-94-3121)(Fax 0166-94-3223)
○美瑛町　地域人材育成研修交流センター
〒071-0261 北海道上川郡美瑛町旭北星（施設管理運営受託者　丘のゆりかご(Tel 080-8839-0213)）
活動内容：スケジュール参照
＊本活動では、自然・歴史・地域の文化をテーマとする町探検を行います。各自学びたいこと等、目的意識を持って参加いただくようお願いいたします。

＜指導者＞　石井雅幸（大妻女子大学）、木村かおる(大妻女子大学)、金美京(大妻女子大学)

＜指導補助＞ 大妻女子大学児童学科　学生 4 名(理科支援員講習済み)
＜特別講師＞ 佐藤毅彦（JAXA/ISAS）

募集締切：**2026 年 11 月 17 日（火）23 時 59 分まで**
申込方法：「参加申込フォーム」に必要事項を入力のうえ、お申込みください。応募多数の場合は抽選ののち、11 月 24 日(火)までにご登録いただいたメールアドレス及び電話にて結果をお送りします。**【当落問わず連絡致しますので、042-491-1801 の着信と tours@busway.jp の受信をできるようお願い致します】**

なおご兄弟、お友達とご一緒に参加をご希望されましても抽選等で配慮することはできかねますので予めご了承ください。

申込み先： https://forms.gle/17ZbZz9psH3Y8QAF9

QR コードはこちらから

〒204-0001　東京都清瀬市下宿 2-419-1　(株)バスウェイ 旅行部 大妻女子大学申込係

ご案内：関係法令の遵守を目的に、東京都知事登録の旅行業者・株式会社バスウェイが企画・実施する募集型企画旅行として行うことになりました。従来からお世話になっています貸切バス会社の旅行業部門が担当します。そのため申し込み・代金支払いの宛先等が上記会社となりますのでご了承ください。

利用交通機関：〔航空機〕日本航空（往復とも）
〔現地バス〕貸切バス（利用バス会社：宮本バス株式会社【本社:北海道美瑛町】）

添乗員の有無：旅行業者の添乗員は同行しません。指導者（講師）・学生スタッフが引率いたします。

お支払い方法：お申し込み後（抽選となった場合は当選者のみ）に郵送する書類に同封するお支払い案内書に記載の方法で、事前にお支払いいただきます。(銀行又はゆうちょの振込のみとなります)

支払後の取消：以下の金額を取消料として申し受け、残額を銀行振込でお返しいたします。
12 月 5 日(土)まで…無料　12 月 6 日(日)～18 日(金)…20%(22,000 円)
12 月 19 日(土)～24 日(木)…30%(33,000 円)　12 月 25 日(金)…40%(44,000 円)
26 日(土)集合時刻まで…50%(55,000 円)集合時刻後・無連絡不参加…100%(110,000 円)
※返金に際し発生する振込手数料（165 円～258 円）は別途差し引かせていただきます

＜安全管理についてのお願い＞

●帰宅時のお迎え（羽田空港第一ターミナル 1 階到着階　JAL556 便到着出口付近）

帰宅時は安全管理のため、羽田空港までお迎えのご協力をお願い致します。なお、航空機の到着の状況により到着時刻が前後する場合がございます。

＜肖像権、著作権、個人情報の取り扱いについて＞

●肖像権について

本活動では、事業の記録を主たる目的として、活動の様子のビデオ・写真撮影を行います。この記録（映像と音声）の一部は、今後の教育活動の改善のために使用することがあります。下記の利用に限定することをご理解いただき、使用の許諾をお願い致します。なお、ご都合の悪い方、条件がある方はお申し出ください。

●著作権について

本活動で製作した作品の著作権は製作者にあるものとします。但しこの著作物については、今後、下記の教育目的の利用においては、著作者の承認を得なくても利用できるよう、許諾していただけますようお願い申し上げます。この件について不都合のある方は、大妻女子大学　石井雅幸までお申し出ください。

1一.　大妻女子大学、科学技術館および、関係協力機関（者）がおこなう教室、講演、講義、学会・研究会での発表

2一.　配布資料、および論文、出版物への掲載、関連事業の広報活動（紙面や web ページ等）

●個人情報について

申込用紙及び健康調査カード（参加決定者に後日配布します）に記載された内容については、(株)バスウェイと大妻女子大学児童臨床研究センターで共有し、本活動に限って利用を致します。ただし、アレルギーやその他疾病等、生活の上で配慮が必要なお子様に関しましては、宿泊先に情報を提供の上、対応をさせていただく場合がございます。また、現地で医療機関にかかる場合等の緊急時には、一部の情報を然るべき機関へお伝え致します。

スケジュール（予定）

【12 月 26 日(土)】

6:30　羽田空港第１ターミナル集合
7:00　保安検査場通過
7:45　羽田空港(発) JAL551 便
9:30　旭川空港(着)
10:10　旭川空港(発)
11:00　皆空窯(着)
11:15　陶芸開始
12:30　陶芸体験終了、昼食
13:00　雪遊び
14:50　大雪青少年交流の家　到着
15:20　絵具と雪で作品づくり
17:00　入浴
18:00　夕食
19:20　星空観察
20:30　荷物・就寝準備、自由時間
21:00　就寝

【12 月 27 日(日)】

7:00　起床
7:40　朝食
8:40　退所準備（身支度）
9:00　雪遊び
9:45　シャボン玉を使用した実験
11:15　退所準備（掃除）
12:00　昼食
12:45　大雪青少年交流の家(発)
13:30　地域人材育成研修交流センター(着)
　　美瑛町の子どもたちと合流
14:00　雪中運動会
15:30　入浴・町探検に向けた話し合い
17:30　夕食
18:40　JAXA 佐藤先生の天体に関するお話
20:30　星空観察
21:30　就寝準備・消灯

【12 月 28 日(月)】

6:30　起床、荷造り
7:45　朝食
8:40　地域人材育成研修交流センター(発)
9:15　町民センター(着)
9:30　町探検開始
12:30　昼食
13:00　発表
14:00　お別れ会
14:20　町民センター(発)
14:50　旭川空港(着)・お土産タイム
15:45　保安検査場通過
16:15　旭川空港(発)JAL556 便
18:15　羽田空港(着)
18:25　荷物受け取り
18:30　解散

お問い合わせ先

＜活動内容について＞　大妻女子大学　石井雅幸・木村かおる
tel 03-5275-6109（石井） 03-5275-6212（木村）
＜応募手続きについて＞（株）バスウェイ旅行部　遠藤知生・花木政代
tel 042-491-1801

【主催】大妻女子大学　家政学部児童臨床研究センター
【協力】北海道美瑛町、東京美瑛会

この旅行は、株式会社バスウェイ（東京都知事登録旅行業第2－5831号・以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約を締結することになります。
ご契約の条件は各コースごとに記載されている条件及び下記の旅行条件のほか、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

（1）所定のご旅行申込書に必要事項を記入のうえ次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。
なお、申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部に充当いたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金(お一人様)	6，000円	12，000円	20，000円	30，000円	代金の20%

※旅行代金が6，000円以下のプランにつきましては、お申し込みの際に代金全額をお支払いいただきます。
※残金は出発日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前までにお支払い下さい。
また、お支払い期限日以降のお申し込みの場合は、申し込み時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。
（2）電話・郵便・ファクシミリ・その他の通信手段によるご予約は、翌日から起算して３日以内（または当社が定める期間内）にお申込手続きをお願い致します。
この場合、当社が契約の締結を承諾しお申込金をいただいたときに旅行契約が成立したものとします。
なお、期間内にお申込手続きがなされなかった場合、当社はご予約がなかったものとして取り扱います。

2. お申し込み条件

（1）ご出発日の時点で20歳未満の方のご参加は「親権者の同行」もしくは「親権者の同意書の提出」が必要です。
また、75歳以上の方は健康診断書の提出をお願いする場合があります。
なお、障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方等で特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。
（2）お客様のご都合による無連絡での別行動は原則としてできません。

3. 旅行代金に含まれるもの

（1）行程中に明示した航空・船舶・列車・バス等交通機関（フリータイム・自由行動・集合場所までの交通費・解散後の費用を除く）の運賃・料金
（2）行程中に明示した入園・拝観・見学料等の観光料金
（3）行程中に明示した宿泊・食事・その他旅程による団体行動中（フリータイム・自由行動を除く）の料金
（4）前項の（1）、（2）、（3）における消費税
（5）当社の旅行取扱料金

4. 旅行代金に含まれないもの

前項にて列挙したもの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
（1）行程内容に含まれない飲食費、電報電話料金、その他の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
（2）ご自宅から集合場所まで、及び解散場所からの交通費・宿泊費。

5. 旅行日程・旅行代金の変更

（1）当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむを得ない事由により旅行日程を変更する場合があります。
また、定められた日程が変更され、その結果、変更後の代金が当初代金を超えた場合はその差額をお支払いいただきます。
なお、お客様のお申し出により旅行内容を変更する場合は別途所要費用をいただきます。
（2）運輸機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、旅行代金を変更する場合があります。

6. お客様の交替

（1）お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
この場合当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ所定の手数料とともに当社に提出していただきます。
（2）旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。
なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により交替をお断りする場合があります。

7. お客様による旅行契約の解除

（1）お客様は次に定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。
お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。
なお、契約解除のお申し出は、お申し込み箇所の営業時間内にお受け致します。

お取り消し申出日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）	取消料率
20日前～8日前（日帰り旅行にあっては10日前～8日前）	旅行代金の20%
7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日（旅行開始後および無連絡不参加の場合を除く）	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

（2）お客様は、次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
1．第5項に基づき旅行日程が変更され、または旅行代金が増額改訂されたとき。
2．天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
3．当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
（3）旅行開始後、お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
ただし、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

8. 当社による旅行契約の解除及び旅行の催行中止

（1）お客様が当社所定の（第1項に規定する）期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することがあります。
（2）次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
1．お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
2．お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
3．お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
4．天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
（3）お申し込み人数がプランごとに定める最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。
この場合は旅行開始の前日から起算して14日前（日帰り旅行については4日前）までにご連絡し、当社がお預かりしている旅行費用を全額お返ししてこの旅行契約を解除いたします。

9. 当社の責任及び免責事項

（1）当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。
但し、損害が発生した翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります。
（2）次に例示するような事由によりお客様が損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。
1．天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
2．運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
3．官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
4．自由行動中の事故
5．食中毒
6．盗難
7．運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

10. お客様の責任

（1）お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為、あるいはお客様が当社の定めた規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。
（2）お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社・当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
（3）お客様が団体行動をとるべきときに自らの都合で団体行動をとらなかったことにより、同一団体の他のお客様又は当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

11. 旅程保証

（1）万一、旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。
但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1，000円未満の場合は、変更補償金をお支払いいたしません。
（2）下記の場合においては原則としてその責任は負いません。
1．天災地変
2．戦乱
3．暴動
4．官公署の命令
5．運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
6．当初の運行計画によらない運送サービス提供の中止
7．旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

12. 旅程管理

添乗員同行の有無は、各プランの詳細ご案内にて明記しております。
添乗員が同行しないプランにて現地において当社へのご連絡が必要な際は、本書内「旅行企画・実施」の項に明記の電話番号までお電話ください。

13. 特別補償

（1）当社は、募集型企画旅行契約の特別補償規程で定めるところにより、当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来事故によってその生命、身体、又は手荷物の上に被った損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。
但し、下記の各号に掲げる事由によって生じた傷害及び損害に対しては、補償金等を支払いません。
1．お客様の故意に法令に反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
2．旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスを一切受けない日に生じた傷害又は損害。
3．スカイダイビング・ハンググライダー等これらに類する危険な運動等に起因する場合。
4．単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害。
5．補償対象品の置き忘れ又は紛失。
（2）当社が、本項（1）に基づく補償金支払義務と第9項による損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

14. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は、2018年4月1日現在を基準としております。
また、旅行代金は、2018年4月1日現在において有効な運賃・料金を基準としております。

15. 約款、規則の適用

前記以外の事項については当社の旅行業約款を適用し、また航空機・列車・バス等運送機関、旅館・ホテルなどの宿泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際には、各々の機関が定める約款、規則が適用されます。
旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）について
この旅行条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
当社旅行業約款（全文）をご希望のお客様は、当社までご請求下さい。

【旅行企画・実施ならびにお申し込み受付】

株式会社バスウェイ　旅行部　　tours@busway.jp

東京都知事登録旅行業 第 2-5831 号　（一社）全国旅行業協会正会員

〒204-0001　東京都清瀬市下宿 2-419-1　　TEL 042-491-1801

（営業時間：月～金 10:00～18:00 土日祝休業）

国内旅行業務取扱管理者　小田木　滋　　ツアー担当　遠藤知生・花木政代

※旅行業務取扱管理者とは、このご旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。
お申込みに際し担当者からのご説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。